

6林第151号  
令和6年7月26日

県営林事業における入札回数の見直しについて（通知）

標記について、県営林事業における入札回数を下記のとおり改正しますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いします。

記

1 対象事業

競争入札に付する県営林作業委託及び県営林間伐素材生産販売事業委託

2 入札回数

入札回数をこれまで3回までとしてきましたが、入札事務の簡素化と真摯な見積り努力を促すため、入札回数を2回までとします。

3 指名競争入札（電子入札）共通事項書

共通の入札条件については「指名競争入札（電子入札）共通事項書」に定めて公開しておりますので、遵守のうえ入札にご参加ください。

ホーム>分類で探す>しごと・産業>森林・林業>県営林>県営林の作業委託・木材販売>県営林事業に関する要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/07/1720158449.pdf>

4 適用

令和6年7月26日以降公告又は入札執行通知を行う競争入札から適用する。

5 問合せ先

長崎県 農林部 林政課 普及指導班

電話 095-895-2990

FAX 095-895-2596

県営林作業委託及び県営林間伐素材生産販売事業委託指名競争入札（電子入札）  
共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事等電子入札実施要綱（平成 18 年 1 月 5 日 17 監第 426 号）（以下、「要綱」と言う。）に基づき実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。）を使用して行う指名競争入札について適用する。

2 入札の条件

(1) 入札保証金 免除する

(2) 最低制限価格 設定

(3) 履行期限 設計図書に記載する

(4) 入札回数は 2 回を限度とする。なお、入札不調の場合の見積合わせについては 1 回を限度とする。

(5) 入札参加者が 1 者の場合においても入札を執行する。

(6) 長崎県財務規則第 100 条に該当するときはその者の入札は無効とする。なお、長崎県財務規則第 100 条第 1 号から第 5 号までの規定により無効となった者は再度入札に参加できないものとする。

(7) 本業務に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。

(8) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

(9) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式を準用すること。

(10) 落札者は、落札通知を受けた日から 5 日（県の休日除く）以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。

(11) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届を提出すること。

(12) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

(13) 落札者が、契約締結の前までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

(14) 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付又は長崎県を被保険者とし前記金額以上の履行保証保険契約（定額填補）を締結すること。ただし、落札者が入札日の前日から前々年度までの内において、国又は地方公共団体（公社・公団を含む）と当該契約とその種類、規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、その履行を証明するも

の（2件以上）を提出する場合はこの限りでない。

（15）その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び県営林作業委託実施要領の定めることによる。

### 3 入札方法等

（1）入札期間及び開札日時は調達案件概要に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。

（2）入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は指名通知書の写しを提示すること。また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

（3）次に掲げる場合に限り、4の（3）により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のICカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のICカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のICカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、ICカードの再発行申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。

ウ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

（4）紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。ただし、持参する場合は入札書を封入した入札書用封筒のみでよい。

### 4 その他

（1）最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

（2）公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び県営林作業委託実施要領の定めるところによる。

（3）電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札書提出締切日時までに、紙入札承認申請書（要綱様式第4号）に3の（3）のA、イに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

（4）入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。

(※建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱)

【揭示資料】(第8条第2項関係)

## 建設関連業務委託における予定価格等のランダム化による決定の概要

### 1. 予定価格等は次の方法により決定します。

①最低制限価格は最低制限候補価格を基に決定します。

最低制限候補価格 (a) (消費税除く)

=最低制限設計価格 (消費税除く) ×ランダム係数 (a)

最低制限候補価格 (b) (消費税除く)

=最低制限設計価格 (消費税除く) ×ランダム係数 (b)

※最低制限候補価格 (b) を最低制限価格とします。

ただし、予定価格以下、最低制限候補価格 (b) 以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格 (b) 未満、最低制限候補価格 (a) 以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格 (a) を最低制限候補価格とします。

### 2. ランダム係数 (a)、(b) の範囲は次のとおりです。

①最低制限候補価格 (a) の決定に係るランダム係数 (a) は、当分の間、1.0で固定します。

② 最低制限候補価格 (b) の決定に係るランダム係数 (b) は、以下の範囲で変動します。

$$1.00 \leq \text{ランダム係数 (b)} \leq 1.01$$

### 3. 予定価格等のランダム化は、入札会場で次のとおり決定します。

- 1) 予定価格等のランダム化は、県職員がパソコンのランダム化キーを押し下げることによって行い、入札参加者のうち希望者にはランダム係数のみをパソコンの画面上で確認していただきます。
- 2) 予定価格等は、ランダム化の結果を予定価格調書に印刷したものに契約担任者が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

### 4. パソコンの不具合等があった場合は次のとおり対応します。

- 1) 停電の場合には、電源が復旧するまでの間、入札執行を一時中断します。
- 2) パソコンの画面が消失する事態になった場合には、最初からランダム化をやり直します。
- 3) 印刷ができない場合には、パソコン画面を確認の上、手書きします。
- 4) その他、電子媒体の不具合等を含め、ランダム化が不能となった場合には、予定価格等の取扱いはそれぞれの設計価格等をもって予定価格等とします。

別表

第9条第2項に規定するランダム係数の変動範囲

ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数 (a)	ランダム係数 (b)
ランダム化により 決定する価格	最低制限候補価格 (a)	最低制限候補価格 (b)
係数の範囲	当分の間、1.0	$1.00 \leq (b) \leq 1.01$